

○奈良県警察機関誌運営要綱（昭和43年 2 月20日例規第 4 号）

〔沿革〕 昭和54年 3 月例規第 9 号、56年11月第25号、59年12月第26号、62年 3 月第18号、平成元年
5 月第28号、10月第49号、4 年 5 月第28号、7 年12月第74号、17年 7 月第16号、20年 3 月
第25号、29年12月第31号、令和 3 年 3 月第 8 号、4 年 3 月第 5 号改正

第 1 趣旨

この要綱は、奈良県警察機関誌（以下「機関誌」という。）の編集、発行等の円滑な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

第 2 機関誌の発行目的

奈良県警察職員の一般的な教養を高め良識の涵養^{かん}に資するとともに、職員相互間の親睦、融和を図ることを目的とする。

第 3 機関誌の名称及び発行回数

機関誌の名称を「むれしか」とし、原則として 2 月に 1 回発行する。

第 4 編集委員会の設置

機関誌の編集企画方針の決定機関として「むれしか」編集委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第 5 委員会の構成

1 委員会は、委員長、副委員長、常任委員及び所定の委員をもって構成する。

2 委員長、副委員長、常任委員及び委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 委員長 警務部長

(2) 副委員長 警務部参事官

(3) 常任委員 警務課長、生活安全企画課長、刑事企画課長、交通企画課長、公安課長、奈良警察署長、西和警察署長、橿原警察署長

(4) 委 員

ア 本部委員 次席（次席の事務を取り扱う管理官を含む。）、副所長、副隊長、副校長

イ 警察署委員 副署長又は次長

ウ 指名委員 委員長が指名する者

第 6 委員長等の任務

1 委員長の任務

(1) 委員長は、委員会を総括し、これを代表する。

(2) 委員長は、委員会の会議を招集する。

(3) 委員長不在のときは、副委員長がその職務を代行する。

2 委員の任務

委員は、機関誌の編集企画の向上、充実を図り、所属における取材及びモニターとしての活動を行う。

第7 会議

- 1 委員会の会議を、総会及び常任委員会とする。
- 2 総会は、必要に応じて開催し、基本方針を決定し、重要事項を協議する。
- 3 常任委員会の会議は、必要に応じて開催し、具体的事項を協議する。
- 4 委員長は、必要があると認めたときは、会議に常任委員以外の委員を参加させることができる。

第8 編集兼発行人

- 1 機関誌の編集兼発行人は、警務課長とする。
- 2 発行人は、委員長の命を受け、機関誌の編集及び発行に関する次の業務を行う。
 - ア 原稿、資料の収集及び編集に関する事項
 - イ 発行予算に関する事項
 - ウ 委員会等開催に関する事項
 - エ その他機関誌の発行に関する事項

第9 配布

- 1 機関誌は、奈良県警察職員のほか、警友会員その他個人の希望者で、委員長が必要と認めたものに有料配布する。
- 2 機関誌への寄稿者その他関係者で、委員長が必要と認めたものには、無料配布することができる。

第10 発行経費

機関誌の発行経費は、購読者から実費を徴収する。